**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍千葉県山武郡横芝光町北清水一二八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　早川　貴啓

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月六日

千葉市中央区本千葉町二番一三号福井ビル六階　千葉市民協同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　三宅　貞信

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍千葉県船橋市高野台一丁目九番、最後の住所千葉県船橋市高野台一丁目一七番五〇号

被相続人　亡　河村　勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月六日

千葉市中央区中央三丁目五番七号中央ハイツ七階大島有紀子法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大島有紀子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍富山県下新川郡朝日町殿町一三六五番地、最後の住所千葉県船橋市習志野台四丁目二六番二棟一〇一号

被相続人　亡　中島　宏晃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月六日

千葉県市川市市川南一―九―二三京葉住設市川ビル五階弁護士法人リバーシティ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　南部　朋子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都杉並区高円寺南四丁目九二九番地、最後の住所東京都杉並区高円寺南四丁目二七番一九号

被相続人　亡　長尾　隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月六日

東京都中央区銀座七丁目一六番一四号銀座イーストビル七階銀座新明和法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　眞弓

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都杉並区高円寺南四丁目九二九番地、最後の住所東京都国分寺市南町三丁目二一番一号ブロードアベニュー国分寺一一一三

被相続人　亡　長尾　定

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月六日

東京都中央区銀座七丁目一六番一四号銀座イーストビル七階銀座新明和法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　眞弓

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都大田区大森北五丁目一一六番地、最後の住所東京都大田区大森北五丁目四番三号

被相続人　亡　金野美恵子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月六日

事務所東京都中央区八重洲二丁目一一番七号ます美ビル七階青木孝法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西村　浩一

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都杉並区成田東五丁目一二二番地、最後の住所東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎九二二番地一みずほ園

被相続人　亡　田中　光子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月六日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺東町一丁目一番一八号中村法律事務所

相続財産管理人　弁護士　堀　麦枝

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都国立市北一丁目二番の一九、最後の住所東京都北区西ヶ原三丁目二番一―六〇五号

被相続人　亡　小川　松江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月六日

東京都豊島区東池袋一丁目一七番三号ウェルシャン池袋二〇七号室

相続財産管理人　弁護士　杉田　昌子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍富山県氷見市飯久保二二六一番地、最後の住所富山県氷見市窪二二八七番地五

被相続人　亡　飯谷　久夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月六日

富山県射水市三ケ一五二五　サンビスヤマトクビル四〇二

相続財産管理人　弁護士　越後　雅俊

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍富山県富山市四方西岩瀬一五二番地、最後の住所富山県富山市中富居六番二七号　芝田義博方

被相続人　亡　芝田　顯樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月六日

事務所富山県富山市桜谷みどり町一丁目一七番地

相続財産管理人　司法書士　松岡　眞

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍大阪府豊能郡豊能町吉川五九三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　東　忠男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月六日

大阪市北区豊崎三丁目二番一号淀川五番館七階　相続財産管理人弁護士　中西　淳

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍奈良県宇陀郡曽爾村大字長野二七五番地、最後の住所大阪府堺市北区大豆塚町一丁二八番地一八

被相続人　亡　尾田　利弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月六日

大阪市北区西天満三丁目一〇番三号ＹＳＲ西天満ビル五階

相続財産管理人弁護士　野田　英二

**平成23年度決算公告**

平成24年8月6日

東京都文京区湯島３―23―13

**公益財団法人**
**ヨネックススポーツ振興財団**

代表理事　米山　稔

**貸借対照表の要旨**

（平成24年３月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 10,418 |
| | 固定資産 | 1,431,784 |
| | 資産合計 | 1,442,202 |
| 負債及び正味財産の部 | 流動負債 | 135 |
| | 固定負債 | ― |
| | 負債合計 | 135 |
| | 指定正味財産 | 1,410,285 |
| | 一般正味財産 | 31,782 |
| | 正味財産合計 | 1,442,067 |
| | 負債正味財産合計 | 1,442,202 |